

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為 (国際的な組織犯罪の防止に関する国際条約第三条2(a)から(d)までのいずれかの場合に係るものに限る。) で、組織的犯罪集団の活動(組織的犯罪集団(団体のうち、その構成員の継続的な結合関係の基礎となっている根本の目的が死刑若しくは無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一第二号から第五号までに掲げる罪を実行することにある団体をいう。次項において同じ。)の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該組織的犯罪集団に帰属するものをいう。第七条の二において同じ。)として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、その共謀をした者のいずれかがその共謀に係る犯罪の予備をした場合において、当該各号に定める刑に処する。ただし、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪については実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

削除：団体の活動

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

二 長期五年を超え十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

削除：四年以上

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為 (国際的な組織犯罪の防止に関する国際条約第三条2(a)から(d)までのいずれかの場合に係るものに限る。) で、組織的犯罪集団に不正權益(組織的犯罪集団の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であって、当該組織的犯罪集団の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該組織的犯罪集団又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

削除：第三条第二項に規定する

3 前二項の規定の適用に当たっては、思想、信教、集会、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあってはならず、かつ、会社、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようなことがあってはならない。

別表第一（第二条、第六条の二、第七条の二関係）

- 一 第六条の二 一項又は第二項（組織的な犯罪の共謀）の罪
- 二 第七条の二 第一項（証人等買収）の罪
- 三 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等收受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪
- 四 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員による次に掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三条（強要）の罪（次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）
 - イ 第六条の二 一項又は第二項（組織的な犯罪の共謀）の罪
 - ロ 第七条の二 第一項（証人等買収）の罪
 - ハ 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十一条（犯罪収益等收受）の罪又は麻薬特例法第六条（薬物犯罪収益等隠匿）若しくは第七条（薬物犯罪収益等收受）の罪
 - ニ 刑法第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）の罪（裁判、検察又は警察の職務を行う公務員によるイからへまでに掲げる罪に係る審判又は捜査の職務の執行を妨害する目的で犯されたものに限る。）又は同法第二百二十三条（強要）の罪（イからへまでに掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をさせず、若しくは虚偽の証言をさせ、又は証拠を隠滅させ、偽造させ、若しくは変造させ、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用させる目的で犯されたものに限る。）
 - ホ 刑法第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）又は第九十八条（贈賄）の罪
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期五年 を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪
- 五 刑法第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）又は第九十八条（贈賄）の罪

削除：四年以上の

削除： .

【参考】

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約

第三条 適用範囲

1 この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、次の犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。

- (a) 第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従つて定められる犯罪
- b) 前条に定義する重大な犯罪

2 1の規定の適用上、次の場合には、犯罪は、性質上国際的である。

- (a) 二以上の国において行われる場合
- (b) 一の国において行われるものであるが、その準備、計画、指示又は統制の実質的な部分が他の国において行われる場合
- (c) 一の国において行われるものであるが、二以上の国において犯罪活動を行う組織的な犯罪集団が関与する場合
- (d) 一の国において行われるものであるが、他の国に実質的な影響を及ぼす場合

(証人等買収) 第七条の二

次の各号に掲げる罪に当たる行為（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三条2. から. までのいずれかの場合に係るものに限る。）が、組織的犯罪集団の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は当該各号に掲げる罪が第六条の二第二項に規定する目的で犯された場合において、当該各号に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 別表第一に掲げる罪
- 二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

2 前項の規定の適用に当たっては、被疑者又は被告人の防御をする権利を不当に制限するようなことがあってはならず、かつ、弁護人としての正当な活動を制限するようなことがあってはならない

削除： .

削除：次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 別表第一に掲げる罪
- 二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪

削除：2

削除：前項

削除：団体

削除：同項

削除：第三条第二項

削除：前項の罪を犯した

削除： .